

(第1条関係)寒川町事務決裁規程新旧対照表

現 行						改 正 案					
～ 略 ～						～ 略 ～					
別表第1(第4条、第5条関係)						別表第1(第4条、第5条関係)					
1 庶務関係 (略)						1 庶務関係 (略)					
2 人事関係						2 人事関係					
決裁区分 決裁事項	町長	副町長	部長	課長	摘要	決裁区分 決裁事項	町長	副町長	部長	課長	摘要
(略)						(略)					
任免	全職及び非常勤特別職		臨時職員			任免	全職及び非常勤特別職		会計年度任用職員及び臨時的任用職員		
(略)						(略)					
3 財務関係						3 財務関係					
決裁区分 決裁事項	町長	副町長	部長	課長	摘要	決裁区分 決裁事項	町長	副町長	部長	課長	摘要
(略)						(略)					
支出負担行為	予算執行の区分による	予算執行の区分による	予算執行の区分による	予算執行の区分による	報酬、給料、職員手当等、共済費、	支出負担行為	予算執行の区分による	予算執行の区分による	予算執行の区分による	予算執行の区分による	報酬、給料、職員手当等、共済費、
支出命令			130万円を超えるもの	130万円以下	災害補償費、恩給及び退年金、賃金、旅費、光熱	支出命令			130万円を超えるもの	130万円以下	災害補償費、恩給及び退年金、旅費、光熱

					費、燃料費、扶助費、償還金、子及び引料、積立金、公課費、医療費、共済金、介護給付費、保険料、納金及び療給費は、長裁する。
(略)					

別表第2(第4条、第5条関係)

～略～

町民部

					水費、燃料費、扶助費、償還金、子及び引料、積立金、公課費、医療費、共済金、介護給付費、保険料、納金及び療給費は、長裁する。
(略)					

別表第2(第4条、第5条関係)

～略～

町民部

主管課の区分	決裁区分 決裁事項	町長	副町長	部長	課長	摘要
(略)						
町民窓口課	戸籍			審査請求の処理	1 戸籍に関する届出の受理並びに帳簿の整理、報告及び通知 2 戸籍届出期間経過通知	

主管課の区分	決裁区分 決裁事項	町長	副町長	部長	課長	摘要
(略)						
町民窓口課	戸籍			審査請求の処理	1 戸籍に関する届出の受理並びに帳簿の整理、報告及び通知 2 戸籍届出期間経過通知	

					3	公 職 選 挙 法
						— — — — — — — — —
						に 基 づ く 他 市 町 村 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答
(略)						

				3 公 職 選 挙 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 1 0 0 号) に 基 づ く 他 市 町 村 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答
(略)				

子育て支援課	(略)				
	児童福祉				児童手当法
					及び児童養育手当法
					に規定する認定請求の処理
(略)					
健康・スポーツ課	(略)				
	各種予防接種				予防接種法
					に基づく予防接種の計画
(略)					
環境経済部 (略)					
都市建設部					

子育て支援課	(略)									
	児童福祉				児童手当法（昭和46年法律第73号）					
					及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）					
					に規定する認定請求の処理					
					(略)					
					健康・スポーツ課	(略)				
						各種予防接種			予防接種法（昭和23年法律第68号）	予防接種に基づく予防接種の計画
										に基づく予防接種の計画
										に基づく予防接種の計画
										に基づく予防接種の計画
										に基づく予防接種の計画
										に基づく予防接種の計画
に基づく予防接種の計画										
に基づく予防接種の計画										
に基づく予防接種の計画										
に基づく予防接種の計画										
(略)										

環境経済部（略）

都市建設部

主管課 の 区 分	決 裁 区 分 決 裁 事 項	町 長	副 町 長	部 長	課 長	摘 要
(略)						
都 市 計 画 課	都 市 開 発	国 土 利 用 計 画 法		1 都 市 計 画 の 総 合 調 整	1 都 市 計 画 の 調 査 2 公 聴 会 の 実 施 3 国 土 利 用 計 画 法 に 基 づ く 届 出 書 等 の 処 理	
		に 関 す 市 町 村 計 画 の 決 定		2 公 聴 会 の 実 施 計 画		
				3 都 市 計 画 法		

主管課 の 区 分	決 裁 区 分 決 裁 事 項	町 長	副 町 長	部 長	課 長	摘 要
(略)						
都 市 計 画 課	都 市 開 発	国 土 利 用 計 画 法 (昭 和 4 9 年 法 律 第 9 2 号)		1 都 市 計 画 の 総 合 調 整	1 都 市 計 画 の 調 査 2 公 聴 会 の 実 施 3 国 土 利 用 計 画 法 に 基 づ く 届 出 書 等 の 処 理	
		に 関 す 市 町 村 計 画 の 決 定		2 公 聴 会 の 実 施 計 画		
				3 都 市 計 画 法 (昭 和 4 3 年 法 律 第 1 0 0 号)		
				に 基 づ く 意		

				見 具 申					見 具 申				
								(略)					

(第2条関係)寒川町会計管理者事務決裁規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (会計課長の専決事項) 第3条 会計課長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費の支出負担行為書の確認、支出命令書の審査及び支出の決定(以下「支出」という。)に関すること。 (2)～(15) (略) 2 (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (会計課長の専決事項) 第3条 会計課長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、<u>賃金</u>及び旅費の支出負担行為書の確認、支出命令書の審査及び支出の決定(以下「支出」という。)に関すること。 (2)～(15) (略) 2 (略) ～ 略 ～

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中寒川町事務決裁規程別表第2の改正規定は、公表の日から施行する。</u>